

「久慈市議会基本条例（素案）」に対する意見と議会の考え方

平成 26 年 2 月 26 日公表

いただいた意見数 12 件（うち個人 12 件、団体 0 件）

条項 順	素案に対するご意見	ご意見に対する議会の考え方
1	<p>■前文について</p> <p>通称「久慈市議会じえじえじえ基本条例」と方言を利用、使用するには、久慈市民には馴染まないし、他の市町村、あるいは他の市町村議会からの視察訪問の際に、方言条例の設立趣旨に時間を要し、本来の視察項目を説明、議論せず終了すること大です。</p> <p>方言はその地方、地域の歴史、文化、風俗、生活を密にしていることから、小袖地区の「じえじえじえ」を利用することはいささか方言の地域性を愚ろうし、他地区住民に説明しても納得しないと思います。</p> <p>「じえじえじえ」の方言は、小袖地区の歴史的な生活に重みのある言葉です。軽々しく肥大化させることは戒めていただきたいと思います。</p> <p>他の市町村議会からも注目され、模範となるべきものでなければなりません。一時凌ぎのNHKテレビ放映「あまちゃん」を意識し、観光を目指すのとは意味が違うので、じえじえじえ条例案には反対します。</p>	<p>本条例は、議会・議員が活動するにあたっての基本原則を定めるとともに、市民に開かれた議会として市民参加を積極的に進めるなど、議会が目指していく姿を市民と約束するものであります。</p> <p>そのためには、まず市民にこの条例を手にとって読んでもらうこと、そして親しんでもらうことが大前提であります。</p> <p>また、このことと併せ、久慈市を全国に発信したいという思いも私達議員の中には強くあります。</p> <p>このようなことから、前文に全国でも例のない方言を取り入れ、地域性を前面に出した親しみのある、注目していただける条例を策定することといたしました。</p> <p>昨年、「じえじえじえ」が流行語大賞に選ばれたところであり、このことを私達は大変誇りに感じております。「じえじえじえ」は歴史的にも生活のなかでも地域住民に使われてきた重みのある言葉です。</p> <p>ご指摘のように、方言の地域性を愚ろうする考えはなく、むしろこれからも大切に使う覚悟の表れと思っておりますので、ご理解願います。</p>
2	<p>■前文について</p> <p>市民から親しみをもってもらうために方言を用いたようですが、それは一つの工夫なのかもしれませんが、この場合、あまり</p>	<p>前文に方言を用いたことにつきまして、ご承知のとおり、久慈地方の方言はアクセントや語尾に特徴のある方言であります。これを文章に当てはめると、ご指摘のとおり読みづらさも出てしまい、</p>

	<p>効果的ではないと思います。それは概ね次の理由からです。</p> <p>(1) 文中の所々に方言が使われているが、完全な方言文にはなっていないので、黙読しても音読しても流れが悪い。</p> <p>(2) 前文と条文との関係でも整合性がなく、全体として不自然な感じを与える。</p> <p>(3) 共通語による平易な文章こそ意味内容を正確に表現できし、将来にわたる時間的な経過にも耐えうるものとする。</p>	<p>大変苦慮したところであります。</p> <p>再度見直しを行い、できるだけわかりやすい文章に近づけたいと思っておりますので、ご理解願います。</p> <p>なお、前文だけに方言を限定したことにつきましては、前文と条文の性質の違いから、条文までに用いた場合、内容に誤解を招く恐れが大きいと判断したためであります。</p>
3	<p>■前文について</p> <p>久慈地方の方言を用いて表現することは良いことであるが、そのために読みづらさも出ている。</p>	<p>前文に方言を用いるにあたっては、方言の地域間、世代間での格差に考慮したところであります。</p> <p>また、久慈市民なら誰でも読んでみて意味や文脈を理解できるよう、訛りや濁点の使い方にも注意したところであります。</p>
4	<p>■前文について</p> <p>「言葉の乱れ」の講座があった。中高生、若者の言葉使いが乱れていると感じる中高生の親の半数近くが言葉の乱れに心配している調査結果だった。</p> <p>市議会条例の条例文に流行語を用いることは中高生の「学」を考えると？</p> <p>日常の言葉使いと条例文は目的の違う使用。地方分権で地方の特徴を表現するのも大事ですが、朝ドラと市議会は別では。</p> <p>市議会の条例文の流行語と素案の中身を全国に発信するのならともかく、流行語は使い方が違うのでは。</p> <p>「流行語、市議会条例文、中高生若者の言葉の乱れ、学び」流行語と市議会条例前文、ユニークな条例文だが市議会が損なわれるのでは。</p>	<p>昨年、「じぇじぇじぇ」が流行語大賞に選ばれたところでありますが、この言葉を単に流行語として捉えているのではなく、歴史的にも生活の中でも地域住民に使われてきた大事な言葉であります。</p> <p>地域の言葉を大切に使うことと、言葉の乱れとは別の問題と理解しております。</p> <p>なお、「じぇじぇじぇ」という表現言葉を用いることで、全国に発信された魅力を風化させることなく、そしてまた、久慈市議会もまさにその言葉が表すような議会を目指そうという決意の表れでありますので、ご理解願います。</p>
5	<p>■前文について</p> <p>条例のはじめが久慈弁で書かれてあることで、堅苦しさがなくなり中身を読みたくなる。親しみがわく。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>

6	<p>■前文について</p> <p>冒頭の久慈弁での部分は、親しみはあるが、わかりにくい部分もある。</p>	<p>ご意見ありがとうございました。</p> <p>再度見直しを行い、できるだけわかりやすい文章に近づけたいと思っておりますので、ご理解願います。</p>
7	<p>■第5条（会派）について</p> <p>「結成するものとする」とあるが、「結成することができる」でもいいのではないか。</p> <p>理由として、政策等の関係から1名の場合、会派を組むことが困難なことが多い。よって、「結成することができる」が望ましいと思うので、検討していただきたい。</p>	<p>久慈市議会では従来会派制をとっており、2人以上の議員でもって会派を結成でき、また結成することではじめて交渉団体として認められます。</p> <p>交渉団体には、会派代表者協議会を通じた協議（協議会規程の所管事項）が行えるほか、議会運営委員や会派控室が割り当てられます。また、一般質問において代表質問を行うことができます。</p> <p>一方、会派を結成していない議員であっても、会派代表者協議会、議会運営委員会へのオブザーバー出席が認められています（※今期は議会運営委員にも選出）。また、一般質問において個人質問が認められています。</p> <p>ご提言のとおり、政策理念等の違いから会派を結成できない場合もあるものと考えられますが、本条例は議会が目指す姿に対する理念や原則、それらを発動させる手段方法を定めたものであり、第5条（会派）は、「会派の必要性、重要性は大きく、原則的に結成されるべき」、そして「久慈市議会では会派制を基本に活動していく」という基本的考え方を示したものであります。</p> <p>今後においても、会派を結成できないため、例外的に会派に属さない議員があるものと解しますが、本条例によって会派に属さない議員への制約が新たに生じることはないものと解します。</p>
8	<p>■第5条（会派）について</p> <p>「結成するものとする」との案文は「結成することができる」と修正すべきだと思います。理由は次のとおりです。</p> <p>議員は言うまでもなく個人として立候補し、個人として政見を訴えて選出されるものですから、本来的に個の議員として市民の</p>	<p>(7の回答同様)</p>

	<p>負託を受けているものと考えます。</p> <p>ですから、会派を結成する・しないことによって、議員としての活動が制約されたり、差別されることがあってはならないはずです。</p>	
9	<p>■第7条（情報公開）について</p> <p>多くの情報公開が必要であるが、これからの高齢化社会に対応した情報公開のあり方も考える必要がある。</p>	<p>ご提言のとおり、情報公開につきましては、アナログ・デジタルの両手段を活用し、各世代の方々に情報が届くよう工夫に努めてまいります。</p>
10	<p>■第8条（市民参加と広聴広報活動の充実）について</p> <p>第3項の前段では「市民との意見交換の場を多様に設け」と規定し、一方、後段では「市政課題について話し合う「かだつて会議」を設置するものとする」と規定していますが、この二つがどのように違うのか明確でないので、文面を整理する必要があると思います。</p>	<p>市民との意見交換の場は、議会報告会の機会などを使って多様に設けていきたいと考えております。</p> <p>一方、「かだつて会議」は市民との意見交換の場ではありますが、この会議の中では、市民・議会議員という立場を越え、同じ久慈市民として誰もが自由な発想で自由に発言し、さまざまなアイデアが生まれるような場、空間を創出したいと考えております。</p> <p>「かだつて会議」では、市政・議会に対する意見要望に関する意見交換としてではなく、久慈市民の誰もが共有できる久慈市に関するテーマや課題を、市民協働で共に学び共に語り合い、そこで生まれたアイデアを大切にしながら、議会としての政策形成に繋げていくことを目指しています。</p>
11	<p>■第8条（市民参加と広聴広報活動の充実）について</p> <p>第8条の第4項で「議会報告会を年1回以上開催する」とあるが、せめて3回以上ではどうか。</p>	<p>第8条第4項では議会報告会を年1回以上と定め、それ以外の意見交換の場等につきましては、同条第3項の中で臨機応変に対応していきたいと考えております。</p>
12	<p>■第8条（市民参加と広聴広報活動の充実）について</p> <p>子どもたちへの議会報告会もあっていい。</p>	<p>ご意見ありがとうございました。今後の検討課題とさせていただきます。</p>
13	<p>■第23条（議員定数）について</p> <p>議員定数を決める絶対的基準はないと思いますが、この問題を考える場合、最も重要なことは、議員が日常活動の中で民意を把握できる地理的範囲について考慮すべきだと思います。</p>	<p>面積割を反映させるべきとのご議論があるのも事実であります。</p> <p>しかしながら、面積割を市議会選挙に持ち込むことは、現行の選挙制度では難しく、面積割を加味する新たな選挙制度の導入には、さらなる詳細な調査・研究の必要があり、今後、市民との意見交換</p>

	<p>全国的な動きとして、昨今、財政上の問題を優先するあまり、定数を大幅に削減する傾向があると思っておりますが、議会は民意の反映こそが「いのち」であることを見失ってはならないと考えます。</p> <p>文面を修正してほしいという意見ではありませんが、議員定数を考える場合、ぜひ前述の観点を忘れないよう要望します。</p>	<p>の場等で市民の声をしっかりと聞きながら、議論していきたいと考えております。</p>
14	<p>■第 25 条（見直し手続）・第 26 条（議会改革の推進）について</p> <p>第 8 章の第 25 条及び第 26 条は、この条例を継続的に運用するためにも特に大切であると思われる。</p>	<p>第 25 条の規定に基づいて、制定後においても条例の目的がきちんと達成されているか、条例の改正見直しを含めて継続的に検証を続けていきたいと考えております。</p> <p>また、そのことが継続的な議会改革にも繋がるものと考えております。</p>
15	<p>■条例全般について</p> <p>本条例案は、第三者諮問審議委員会（仮称）を設置し、専門的立場から議論・審議し、他の模範となる条例案を決めていただくために、構成メンバーを各団体の長、市民を対象に 15 人程度とし、市民の皆様からのご意見を尊重しながら、条例案を策定した議員からも参考意見をとって聴取し、委員会で議論・審議を重ねて決定し、議長宛てに答申案を提出しての方法はいかがでしょうか。</p> <p>第 1 条から第 25 条までは、私自身、条例内容の提言もありますが、第三者諮問審議委員会（仮称）を設置し、一条ごとに審議する方法がよろしいのではないのでしょうか。</p>	<p>本条例の策定にあたっては、議会改革推進特別委員会・特別委員会幹事会・特別委員会分科会の 3 段構成でもって慎重審議に尽くしてまいりました。また、法律に基づく専門的知見を活用し、専門家の指導助言を受けてまいりました。</p> <p>策定は、特別委員会分科会の「条例策定専門部会（構成議員 8 名）」において 17 回ほど会議を重ね素案となったところであり、さらにパブリックコメントを通して、審議に尽くしたところでもあります。</p> <p>また、制定後においても条例の目的が達成されているか、条例の改正見直しを含めて継続的に検証を続けていくことを市民とお約束いたしております。</p>
16	<p>■条例全般について</p> <p>制定そのものには賛成です。しかし、それが議員及び議会が本来持っている権限や機能を制約するものであってはならないわけです。したがって、条例の内容や表現については慎重の上に慎重でなければならないと考えます。</p>	<p>本条例は、議員・議会が本来持っている権限や機能を制約するものではなく、むしろ積極的に活用することを目的としたものであります。</p> <p>ご指摘のとおり、内容や表現については慎重に議論してきたところでもありますので、ご理解願います。</p>

17	<p>■条例全般について</p> <p>他市の基本条例は知りませんが、良く出来ていると思われる。この条例が議員の努力により生かされることを強く求める。</p>	<p>生ける条例として、条例の目的が達成されるよう努力してまいります。</p>
18	<p>■条例全般について</p> <p>憲法第 92 条の地方自治の本旨とは、議決権の「住民自治」と執行権の「団体自治」の両輪による行政の永続的、安定的な運営を指すものであり、第 93 条の議員と首長の公選、第 94 条の立法権、行政権、財政権の保障、第 95 条の住民投票は地方自治制度に欠くことのできない重要な定めである。</p> <p>このような背景を踏まえると、昭和 29 年の久慈市誕生以来、実に 60 年振りの快挙であり、議会史に一線を画す成果として敬意を表したい。</p> <p>また、地方自治法第 102 条第 6 項で会期の決定権が議会にあることを再認識した上で、1 月から 12 月までの会期により、災害等への即応体制や諮問機関の設置、参考人制度の活用など、住民自治の代表者として機能強化が図られることは、二元代表制の一翼を担う議会の権威を高め、市民と議会の連携強化という望ましい姿となる。</p> <p>通年議会とは、閉会中の議会活動が認められていない現状に対する最も有効な手段であり、先進地の地方自治に対する真摯な態度に学ぶべきである。</p>	<p>第 15 条におきまして、地方自治法に規定される議会制度を積極的に活用することとしております。</p> <p>平成 12 年の地方分権一括法成立以降、地方自治の確立のため度重なる地方自治法の改正が行われており、議会制度の充実も図られております。</p> <p>ご提言のとおり、一昨年改正法では議会を通年開催できることとなりましたことから、今後、条例に基づき法制度の積極的活用を図るために議論を進めていきたいと考えております。</p>
19	<p>■条例全般について</p> <p>良いと思う。</p>	<p>ご意見ありがとうございました。</p>
20	<p>■条例全般について</p> <p>小・中学生などでも理解できる条例であればいい。</p>	<p>広聴広報活動等を通じて、市民にわかりやすい議会を目指していきたいと考えております。</p>
21	<p>■条例全般について</p> <p>議会を進めるための前向きな姿勢がみられる。</p>	<p>ご意見ありがとうございました。</p>

22	<p>■条例全般について</p> <p>議会基本条例を制定することにより、久慈市議会が活性化することになるならば大変良いことと思う。</p> <p>全体的には無難なところにまとまっていると思う。</p>	ご意見ありがとうございました。
23	<p>■条例全般について</p> <p>一般質問で、任期中に必ず代表質問を行う規定がほしい。</p>	運用基準等の中で検討していきたいと考えております。
24	<p>■条例全般について</p> <p>議会基本条例を作ることは良いことだ。</p>	ご意見ありがとうございました。